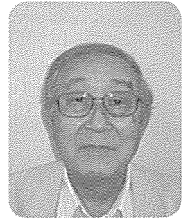


わがかわもか

迎春



俳句事始め

坂元 和夫

七五調

日本人にとって、七五調の文章は口にする何となく心地よい響きがあるようです。母親が赤ちゃんに歌って聞かせる子守歌に始まり、テレビから流れる童謡、小学校で習う唱歌、大人が歌っている歌謡曲など子供の耳に入る歌の多くは七五調の歌詞です。そのため、私たちは、子供の頃から知らず知らずのうちに七五調が頭に染みついて、そのためそれが快く感じられるのではないかと思われ

ます。では、何故、わが国の歌に七五調のものが多いのでしょうか。万葉集はもちろんです。それに先立つ風土記、古事記、日本書紀にも七五調の歌が沢山出てき

ます。その起源が何かは知りませんが、中国に古くからあって唐の時代に盛んになった漢詩の五言絶句や七言律詩に影響されたのかも知れません。一度調べてみようと思っています。

私は、以前、万葉集に少しだけ凝っていた時期がありますが、短歌を作ったことも作ろうと思ったこともありません。また、奥の細道の名文に魅せられて朗読のテープを車に積んで聴いていたこともありましたが、自分で俳句を作ったことはありませんでした。それでも事務所報「かもがわ」や四一会(弁護士会の会派)通信などに載せた私の雑文を見ると、川柳とも狂歌ともつかない単なる七五調を文章の合間に入れたがって

るのが分かります。気の利いたことを言おうとする七五調になってしまふのです。時には、かの芭蕉が「はせを」と称したのをもじって「かすを」作としてみたり、「さかのもとのかずまろ」に至っては我ながら笑止としか言いようがありません。

句会参加

私の妻が何年か前から俳句教室に通ったり、「俳句」という雑誌を読んだりしているのを目にしたが、私の趣味はもっぱらテニスと囲碁でした。もっとも、時々、妻のノートをのぞき込んで、あれこれ批評をして嫌がられたことはあります。この批評癖は、弁護士仲間からは「評論家の坂元」と揶揄されています。批判ばかりして自分では実践をしないということなので、私が、人にはそれぞれに向き不向きがあり、刀や槍を振り回すこと

が得意な人もおれば軍略に秀でた黒田官兵衛もいるわけで、要は役割分担なのだと思いき直ることにしています。

この私の勝手な俳句批評が褒められた(と思った)ことがあります。何年か前にハイキングに行った折りに妻の書道仲間のYさんが作った俳句を私がいじめた付きて批評したことがありました。東女出の才媛で俳句歴の長いYさんから見れば素人の私の批評など噴飯ものだったに違いありませんが、何度かは「それはそうかも知れない、その方がよいかも知れない」と案外真面目な顔で言われたことがあったのです。

今年の春にそのYさんという話が妻の書道仲間と持ち上がりました。ところが、句会には最低五人は欲しいというYさんの見解にもかかわらず四人しか集まらなかつたことから、人数

合わせの穴埋めとして白羽の矢が私に立ってしまいました。句会の合評には、私のような歯に衣着せることを知らない者が一人くらいいた方がよいのだというYさんの意見があったのかも知れません。折しも妻が足を骨折しリハビリ中ということもありました。どうせ私が送迎の運転手を務めるのであれば、待ち時間に句会を傍聴するのも句会に参加するのも大して変わりはないかと前向きに考えて参加させてもらうことにしたのでした。

句会は、阪急桂駅前の「ミッド」(ミスタードーナツ)で始まりました。ミッドは、少々騒々しくても英語の輪読会などにはあまり差し支えがないのですが、俳境に浸るのには不適当だということになって、二回目からは桂坂にある広めの喫茶店で行うことになりました。まずは、じゃんけんで席題を出す人を決め、珈

琲を啜り、モーニングセットを食べながら席題の一句をひねり出し、兼題(宿題)の一〇句を紙に書き写し、各自選句を行い得点句を發表し、合評に移ります。こうして初体験の連続だった句会も既に三回を数え少し慣れてきました。

季語のことなど

句会で私の作った句について「季重なり」だという指摘を受けたことがあります。一句の中に二つ以上の季語があってはならないという決まりのようでした。見回すと他の四人は歳時記なるものを手元にかけていて、絶えずこれを開いては、ある言葉が季語かどうかとか適当な季語はないかなど調べています。一寸見せてもらったところ、春夏秋冬これとはいう風物の名前はずべて季語になっているだけでなく、聞いたことのないような植物や行事の名も沢山あります。その数

三千から四千となると、初心者が季重なりの誤りを犯すのはむしろ当たり前だと思えてきます。五七五というたった一七文字の定型の中に必ず季語を一つだけ盛り込むことを要求する窮屈な約束事に私は少なからず抵抗感を抱きました。そこで、坪内捻典氏の「俳句のユーモア」という文庫本を借りて繙いてみました。坪内氏は一九四四年生れの俳人で、「三月の甘納豆のうふふふ」という句で有名だとのこと。この句の真さは私にはよく分りませんが、坪内氏の俳論は明快で至極もっともなことが書かれています。以下は、この坪内氏の俳句の歴史と季語についての説明の要約です。

万葉集には、和歌の五七五の長句と七七の短句を別々の人が付け合わせて唱和するものがあり、これが連歌の起源である。平安時代中頃から多人数又は一

人で長句と短句を交互に長く連ねる百韻などの長連歌が発達した。室町末期に山崎宗鑑や荒木田守武が滑稽を重視し俗語を取り入れるようになった。俳諧連歌は単に俳諧とも呼ばれ、明治以降は連句とも呼ばれる。江戸時代に入って初期の松永貞徳を祖とする貞門、西山宗因を祖とする談林派、やや遅れて松尾芭蕉の蕉風などの俳諧の諸流が起った。

貞門は俳諧の言葉を大幅に俗語へ拡大し、談林は俳諧を夢幻の戯言と称して連歌とは別物だとした。貞門や談林の俳諧を学んだ芭蕉は、俳諧が取り込んだ俗語を俳諧において磨いた。

この連歌や俳諧の第一句を発句と言うが、発句は、時と所に応じた客人の挨拶だとされその一句で完結していなければならない。因みに、第二句の脇句はこれを受けた主人のもてなしの心を添えるものである。発

句がそれ自体で完結しているところから、発句だけを単独で作ることも行われるようになったが、芭蕉も蕪村も基本的には俳諧師であって、発句を俳句として独立した文芸にまで高めたのは正岡子規である。

連歌の発句が時と所を重視した挨拶句であったことから季節を象徴する語として季語という觀念が生まれ、俳諧においても季語が重視された。

俳句の祖型である俳諧は俗語を使うことで和歌・連歌との違いを際立たせ存在価値を主張した。ところが、近代の短歌が雅語の詩から脱却し用語の自由を主張するようになったため、俳句の俗の詩としての存在理由が希薄になった。ここにおいて、俳句は、季語をもって短歌以上に雅の風情を強めるといふ賭に出た。この賭が成功したことは今日の俳句の盛行を見れば明らかである。

俳句開眼?

坪内捻典氏のこの解説のよって、私は俳句に対する偏見から少し解放されたような気がします。しかし、あらためて俳句の奥の深さと実作の難しさを実感するようになり暗中模索の段階です。「わび」は兎も角、「かみ」は「しほり」、「ほそみ」などと言われてもさっぱり分かりません。まだ、これといった作品を披露できないのが、残念ですが、いつか、新聞に投稿できるような日が来るのを夢見ています。

俳句は、作者の意図したものや読者の解釈が一致することを予定しない文芸らしいので、駄作を一句披露します。

菊を手に 西山野辺に

消え行けり

(天折した同僚弁護士をイメージしました)。



「生活扶助基準」の引き下げ と税制の在り方

尾藤 廣喜

理由のない「生活扶助基準」

の引き下げ

厚生労働省大臣は、生活扶助基準の見直しが必要であるとして、二〇一三年（平成二五年）八月一日から三年間で、平均六六％、最大二〇％の引き下げを決定しました。

その総額は、六七〇億円に及びますが、そのうち①九〇億円分は、「生活扶助基準額と一般の低所得世帯の消費実態との均衡が図られているかどうか」について専門家である生活保護基準部会の検証結果を踏まえて取りまとめた部分であるとされています。そして、②五八〇億円部分は、「前回（平成二〇年）の見直し以降の物価の動向を見たうえで「引き下げ分」とされていますが、この全体の八割近くを占めている②の

部分の引き下げについては、生活保護基準部会においては、全く検討すらしておらず、部会の報告書にも盛り込まれていません。そのうえに、厚生労働省が全く独自に考えた「生活扶助相当CPI（消費者物価指数）」という特異な計算式に基づいて引き下げを検討したものです。

そして、①の「生活扶助基準額と一般の低所得世帯との消費実態との均衡が図られているかどうか」の判断については、世帯として所得の下位から一〇％以下の階層第一・十分位と言います。消費支出と生活扶助基準の額とを比較して検討しています。しかし、生活扶助基準以下の収入しかなくても生活保護を利用しないいわゆる「漏給層」が八〇％以上もある

とされる日本での方式を採用すると、生活扶助基準の方が高くなるのは、当然のことであり、比較自体意味がないものです。このことについては、先に述べました生活保護基準部会の報告書でも、「留意することが必要である」と指摘しています。

また、②の「前回の見直し（平成二〇年）以降の物価の動向を勘案した削減分」とされている部分では、厚生労働省が採用した「生活扶助相当CPI」で対象としている物価の品目が、パソコンなどの電気製品のように、生活保護を利用している世帯ではもともと購入する可能性が少なくもかわらず物価下落の主な原因となっている品目のウエイトが高く設定されています。これでは、生活保護を利用して世帯の生活実態と全く合いません。

さらに、物価の動向の比較にあたって基準とした時期を取って物価が高かった時期に恣意的に選んでいるため、下落

率が大きく見せられているなど、デフレが「偽装された」ものであると言えます。

結論先にありきの「引き下げ」

このように、生活保護基準部会において、問題点が指摘もされず全く検討すらされていない内容で、厚生労働大臣の大幅な引き下げ決定がなされている原因はどこにあるのでしょうか。それは、一〇％の引き下げの結論自体が先にありきであったことによるものです。

つまり、厚生労働省は、自由民主党が生活保護基準の一〇％引き下げを公約しており、財政当局も生活保護予算を縮減するために、大幅な引き下げが必要だとしているところから、これらの声に合わせて引き下げを決定したものとしか考えられません。

そして、その判断の背景には、生活保護の利用者が一九九五年（平成七年）には八八万二二二九人、

二〇〇五年（平成一七年）には一四七万五八三八人、二〇一一年（平成二三年）七月には、二〇五万〇四九五人と現行の生活保護制度発足以来最多数となり、二〇一四年（平成二六年）四月でも二二五万九八七人と増え続けていることがあることも明らかです。つまり、基準を引き下げれば、保護の給付額自体が少なくなり、また、基準以下の収入の人数も減るだろうという考え方での対応です。

しかし、これでは、貧困層放置されるだけで、貧困対策には全くなりません。

意外なところに及ぶ

「基準引き下げ」の影響

「このような保護基準の引き下げは、確かにひどいことかも知れないが、私は生活保護を直接利用していないので、私には関係ないよ」と思われる方も少なくないかと思えます。しかし、現実には、その影響は、思わぬ範囲に広

がっているのです。

例えば、労働者の最低賃金の額は生活扶助基準との「整合性を考慮する」ことになっていきますので、生活扶助基準が引き下げられると、各地の最低賃金の額を引き上げなくても良いことになりかねません。また、就学に経済的困難のある子どもへの援助制度である就学援助をするかどうかの基準は、生活扶助基準に一・二とか、一・二などで一定の掛け率を掛けて決めている自治体がほとんどで、生活扶助基準が引き下げられると、就学援助の基準も厳しくなり、これまで援助を受けていた人たちが援助を受けられないということになりかねず、現に、各地でそのような事態が起きています。

育料など各種負担の増額に つながっています。

このように、保護基準の引き下げは、生活保護を利用して世帯以外の低所得階層の負担の増額と国・自治体による保障の後退という形で大きな影響を与えることとなります。

求められる「貧困対策」とは

それでは、「貧困」を克服し、生活保護の利用者を少なくするためには、どのような施策が必要なのでしょう。これは、当然のことですが、市民の収入が減少し、支出が増大することの根本原因に対応する対策を考え、実行することに尽きるでしょう。

つまり、①労働の保障の面では、非正規雇用の規制や最低賃金のアップ等による雇用の安定(まともな仕事があり、仕事に就けば何とか生活できる賃金が得られる)対策●社会保険、とりわけ完全失業者のうち二割程度しかカ

バーしていない失業給付の充実、生活困窮者支援法を権

利性の強いものとし、真に役に立つものにする③無年金、低年金の高齢者(月額五万円未満の年金受給者約一〇〇〇万人)対策としての最低保障年金の創設と年金額の引き上げ④先進諸国並みに低所得者向けの家賃補助(住宅手当)制度を創設すること等の対策が必要です。

ところが、今、政府がやっていることは、真反対のことばかりであり、まずこの点の根本的転換が必要で

あるべき税制は

このように言いますと、必ず財源はどうするのか、財政的裏付けがなければ、社会保障の充実と言っても実現可能性がないではないかとの反論がなされます。

これについて、一つは、政府が主張しているように消費税の増税が考えられますが、消費税は、所得の多い人も少ない人も消費した物の価

格に応じて等しく税を負担する税制であり、「所得の多い人からたくさん税金を取り、これを所得の少ない人に配分する」という社会保障の本来の機能(所得の再分配・累進課税)とは根本的に反する税制です。

このように消費税の増税をしながら、これを社会保障の財源にするというのは、一方で火を起こそうとしながら、水を掛けまわってしまうもので、税としては矛盾そのものです。

他の方法は、所得の多い人、資産の多い人からたくさん税金をとる方法で、これは、所得の再分配機能という面からすれば、最も効果的な方法ですし、格差の縮小という面からしても、最も説得力のある税制であると思います。現

に、日本の所得税の負担率は、所得が一億円を超えると、二八・三%からほとんど低下し、一〇億円では二二・九%、一〇〇億円では

一三・五%と確実に下がっているものであり、これは大きな問題です。また、大企業の課税の実態を見ても、二〇一三年(平成二五年)三ヶ月に

一四七九億八五〇〇万円の利益をあげ三井住友ファイナンシャルグループでは、三〇〇万円と実効税負担率は〇・〇二%に

すぎず、ソフトバンクは、七八八億八五〇〇万円の利益で五〇〇万円と実効負担率は〇・〇六%にすぎません。みなさんこんな状態が、納得できますか。

今、生活扶助基準の引き下げ反対の訴訟が、昨年末まで全国一八地裁約五〇〇人の原告で提起されていますが、この運動を年金受給者や低賃金労働者などにもっと広げなければならぬと思います。

また、「金持ち、大企業からもっと税金を取れ」という運動は、消費税増税が先送りされた今、もっともっと広めなければならぬと思います。



裁判員裁判の行方

山崎 浩一

裁判員導入前の時代背景

八〇年代後半、国際化の波は日本にも押し寄せ、国家の変革に迫られました。市場原理・規制緩和路線が謳われ、アメリカの日本への市場開放圧力、国際金融資本、多国籍企業などによる経済グローバルゼーションの中で生き抜く国家づくりが求められたのです。法務省の「法曹基本問題懇談会」も「わが国が高度化、国際化するにつれ法的解決を必要とする社会事象はいよいよ増加し、複雑多様になっていくことが予想され」、緊急に必要な改革として、「司法試験受験回数制限、合格者増員(七〇〇名)、長期的改革課題として、法曹人口大幅増員、裁判時間の短縮、弁護士制度改革な

どを挙げたのです。

裁判員法成立まで

経済界は、グローバル化、情報化、高齢化、自由化などの社会の変化を積極的に受け入れた新たな社会の方向付けが必要とし、経済活動に対する規制は原則廃止する一方で、司法は国際間の交渉や問題解決を透明・公正化するために重要であり、法曹人口の大幅増員が必要と主張し、行政改革委員会は「甘えを脱し」「痛み」を我慢しての改革が必要であると、市場原理と自己責任の原則の確立を提言しました。

アメリカ政府は日本政府に規制緩和の圧力をかけ、外国弁護士規制緩和と司法試験合格者の二倍化を求

め、自民党司法制度特別調査会「司法制度改革の基本的な方針―透明なルールと自己責任の社会に向けて」、経団連「司法制度改革意見書」、自民党司法制度特別調査会「二一世紀の司法の確かな指針」と矢継ぎ早に提案がされ、一九九八年「司法制度改革審議会設置法」成立しました。

司法制度改革審議会意見書

司法制度改革審議会は「二世紀の我が国社会において、国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められている。」「国民が法曹とともに司法の運営に広く関与するようになれば、司法と国民との接地面が太く広くなり、司法に対する国民の理解が進み、司法に分かりやすくなる。その

結果、司法の国民的基盤はより強固なものとして確立されることになる。」と述べ、「刑事訴訟手続において、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができると新たな制度を導入すべきである。」「一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになること」によって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる。」と述べ、現在の裁判員裁判の骨格を提案し、二〇〇四年五月、裁判員法が成立したのです。

期待と課題

弁護士の多くは、刑事裁判官が均一であり、捜査機関の調書を信用する傾向にあると感じています。そこで、プロでない裁判員だからこそ、推定無罪の原則に

忠実に、様々な社会経験をもとに事実認定をするのではないかと、調書の記載ではなく、法廷での生の証言による判断が行われ、人間らしい価値判断(人権尊重)が裁判に導入されるのではないかと期待しました。

これに対し、裁判員制度には、国民の協力が得られない、素人には正しい判断はできない、感情で左右される、重罰化を招く、計画的審理の要請により弁護側が十分防衛できない、迅速の名で拙速裁判となる、ラジャステイスになる、裁判官の言いなりになるなどの批判がされてきました。

これらの批判にはもっともな点もありますが、私は、国民が司法に参加する意義は高いと思っています。但し、最近、批判されるように量刑判断を裁判員が担うことは良くないと思います。裁判員の存在意義を最も発揮できるのは、有罪・無罪の判断にあるのです。



避難

鍛田 則仁

地球温暖化の影響の顕在化あるいは日本列島が地殻変動期に入ったことによるのか、この数年急に、台風の巨大化、頻繁かつ激烈な豪雨の襲来、規模の大きな地震の頻発、果ては各地の火山の噴火などこのところ天変地異の続発と思わせるような出来事が続いています。このような自然現象そのもののコントロールはできませんし、防壁的な設備を人為的に設けても、それで災害の発生を完全に防止することなど目下とても無理ですから、いかに難を避けるかということが各人の喫緊の課題になっていると言えるでしょう。

★ 制度的には、災害対策基本法が「災害が発生し、又

は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき」に、市町村長が「必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し（避難勧告）、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する（避難指示）ことができると定めており、また、この際、市町村長は、立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所の指示や、「災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあ

ると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の安全確保における避難のための安全確保に関する措置」の指示もできるとされています。これらの措置には強制力はなく、ただ、警戒区域が設定された場合に限り、退去命令等の違反に対して一〇万円以下の罰金又は拘留という罰則の定めがあるのみです。また、「避難命令」というものはなく、日本の法律制度は、こういうところは個人の自主性が重視されるものとなっています。

★ このような行政的な措置の発令の要件があるときには、行政から何か言ってくるのを待つまでもなく、自分で避難を考えないと身を守れないのではということになります。その中で、どこかのタイミングで、どこへどのように避難すればよいかということ、各個人が置かれた状況いかんでそれぞれまったく異なっており、非常に難しいことが多いと思われ。タイミングを失すれば、戸外に出て移動することの方が危ないという場合もありますし、災害のパターンによっては避難所と一般的に指定されている場所が安全であるという保障もありません。

★ 市町村は、このように条件の異なる多くの住民を広い範囲に抱えており、その時々々の住民個別の状況も把握できるだけの能力もありませんから、各個人にマッチした対処の方法を示すというのは、まず無理な話でしょう。そうすると、行政としては、最大公約数的に、できるだけ早い段階で避難勧告なり避難指示を発令して、各人の避難行動の判断を助けること、平時から防災教育、啓蒙に努め、住民の自助意識の向上を図ることが重要ということになりそうです。



ヘイト被害と修復的司法

富増 四季

ヘイトスピーチ^(*)に対する関心が高まり、法規制の是非が議論されています。もっとも、今日の日本の議論状況は、加害者に関心を奪われ、肝心の被害実態から目が切れてしまっています。「表現の自由」にも目配りしながら刑事規制対象を練り上げていく過程では、どうしてもヘイト動機や差別扇動を欲する意図など、加害者側の事情に焦点をあてざるを得ないからです。

京都朝鮮学校威力業務妨害事件の弁護団の一員として、被害実態を間近にみってきた私としては、こうした議論状況に危機感を募らせてきました。深刻な精神的被害をもたらす基礎には、長年の差別構造をはじめとする「歴史性」の問題があるところ、マイノリティと

マジヨリテイには、大きな認識のギャップがあります。例えば日本でも関東大震災直後の虐殺事件^(**)など、悲しい差別の歴史があるのですが、マジヨリテイの大半は忘れてしまいがちではないでしょうか。

他方で、被害を受けたマイノリティでは世代を超え被害体験の承継があります。ヘイトスピーチが、やがて犯罪行為、果てはジェノサイドへと進展していく作用なども、極めてリアルティをもった情景として受け止められ、子どもや家族を守るためにも切実な問題で、安易に聞き流すことなどはできないのです。

謙虚に現実の被害実態から学ぶ姿勢なくして、ヘイト被害の深刻さと、私たちに課された道義的責任を理

解することは難しいでしょう。「いかなる基準で差別的表現かどうかを決定するのは」被害者自身であるべきで、わかつたつもりにならず、常に「差別感情にもとづく差別的表現によってどのような苦しみを受けるのであろうか」と問い続ける姿勢^(***)が大切です。こうした「被害者重視」アプローチこそが、真に効果的な被害救済や、ひいては社会内の差別構造の解消にもつながる道なのです。

被害者から出発するヘイト対策は、加害者の悪意の強さを問わず、例えば「うっかりヘイトスピーチ」のようなものも含めて考えるべきです。言葉を発した人への非難や刑罰が前提となる応報とは異なるアプローチを模索する必要があります。言葉狩りのような表面的な対応で、かえって差別意識を潜在化させてしまうのもいけません。

いったいどのように進んでいけばよいのか、検討するなかで出会ったのが、

「Hate Crime and Restorative Justice」^(*) 4 「ヘイト犯罪と修復的司法」という一冊の本でした。

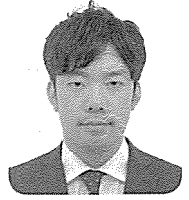
イギリスでは、ヘイト犯罪に対する量刑加重法など長年の実践があり、しかし、それがゆえに、こと被害救済という点においては、加害者を罰して叩くという懲報的対応の限界もまた露呈しつつあるといえます。ある調査によれば、被害者は、反復的な人種差別的表現に深刻な脅威を感じるものとされながら、こうした反復的な嫌がらせの大半が軽犯罪の領域にとどまる傾向があるそうです。このため、警察における従来の捜査運用の枠組みでは優先順位が低く、なかなか検挙・処罰に向けた捜査が進展しないのです。再犯防止の取り組みも、被害者のトラウマへのケアもないままに放置されがちとなる実態が問題であると指摘されています。

これに対し修復的司法の取り組みにおいては、ある犯罪の関係当事者となる加

害者・被害者、家族、その他のコミュニティが語り合う場が設けられ、関係修復、加害者の反省・更正の促進、ひいては被害心情からの回復をも目指し、話し合いを重ねていくそうです。

今日の日本におけるヘイト犯罪対応の議論で、こうした修復的司法の観点に言及されることはほとんどありません。イギリスや諸外国の実践から学ぶことは非常に多いものと期待されます。有志何人かで手分けして翻訳するなどしながら、まずは私たち自身の知識を深め、共有していく努力をしています。

*1 人種・宗教・性的志向・性別などの、マイノリティの属性に対して、「ヘイト憎悪・嫌悪」を表現する行為
*2 日弁連の日本政府に対する勧告(二〇〇三・七月)、浦和地判T二・二一・二六参照
*3 遠藤比呂通「表現の自由とは何か」金尚均編『ヘイトスピーチの法的研究』二〇一四・九・一〇法律文化社。六九頁。
*4 Mark A. Walters, 2014. Oxford University Press.



行政法規と弁護士

齋藤亮介

事務所報を御覧の皆様、はじめまして。この度、第六七期司法修習を修了し、当事務所に入所いたしました齋藤亮介と申します。

私は、法科大学院を卒業後、京都市役所勤務を経て、司法試験に合格しました。私は、行政機関に勤務した経験から、行政活動と市民の生活や経済活動の関わりに関心を持っています。

京都は、府・市いずれも全国に先駆けて様々な条例を制定することで全国的に有名な自治体です。それだけ先進的な取り組みが京都ではなされていると評価することができますが、他方で、それは、他の地域では存在しない特別な規制や負担が市民に課されていることも意味します。ひとくち

に条例と言っても、市の日本酒乾杯条例のように強制力のないものもあれば、府が平成二三年に制定した児童ポルノ規制条例や、昨年完全に施行された市の新景観政策に基づく改正屋外広告物条例のように、罰則等を備えた強制力のある条例もあります。

こうした強制力のある条例は、その実効性の反面、市民に対しての負担や制限は強いといえます。このような条例を制定するに当たっては、議会での審議や有識者会議による検討がなされたり、有志による陳情等がなされたりすることで、様々な観点から強制力を持たせることが妥当といえるような内容の条例となっているかが検討されま

す。

しかし、どれだけ制定時に慎重な検討がなされようとも、あくまで制定前の検討であるため、一定の限界があります。実際にどのような問題が生じるかは、実際にその条例の運用がなされない限りは把握できません。特に、先進的な内容の条例であれば、他の地域の事例を参考にすることも期待できません。

そして、制定後の運用段階でも、条例を運用する行政としては何が条例違反となると考えているのかは、市民側としては限定的にしか知り得ません。

そのため、条例のある文言が何を意味しているのか、どういうときに規制の対象となるのか、といったようなことが、具体的な紛争の中で——例えば、ある人がたぐさんのお金をかけて条例に配慮したつもりで自分の店の看板を作り、これを掲げたところ、市か

らこの看板は条例違反であるために撤去するよう言われてしまったが、その人としてはとても納得できないといったようなときに——争われることとなります。

このとき、市民側としては、行政の担当者と相談するなどして、事態の解決を試みることを考えられます。しかし、それは容易なことではありません。当事者の合意に幅広く法的拘束力を生じさせることができる民事法規と異なり、条例等の行政法規の解釈や適用に関しては、目の前の担当者一人を説得すれば望む結果が得られるというものではなく、行政という組織そのものを納得させる必要があります。お役所的な仕事だ、と思われるかもしれません、それも制度の運用に当たっては重要なことです。

ことあるごとに行政法規の解釈や運用が変更されてしまえば、いよいよ制度が不安定・不公平なものになり、

市民の生活や経済活動に悪影響が生じてしまうからです。そのため、行政が安心して判断を下せるような根拠を示さなければ、行政側の担当者がその市民にいくら同情的であっても、対応することはできません。そこで、行政を説得する根拠を示し、場合によっては訴訟という手段まで見据えて、条例等が規定しているルールは具体的にどのようなものか、明らかにしていくこととなります。

こうした仕事は、法律家たる弁護士が担うべき仕事です。私は、こうした仕事を通して、京都の法システムを洗練されたものにし、京都の企業や市民がより快適に経済活動や生活を営むことができる環境を作っていきたいと思います。



かもがわ講座

一票の重み

最高裁大法廷は、昨年、平成二五年に行われた参議院議員選挙は、選挙区間の最大較差が四・七七倍であり、投票価値の著しい不平等状態であるとしましたが、国会の措置は裁量権の限界を超えるものということはできないと判断しました。この不平等を解消するためには時間がかかるから仕方が無かったという理由です。しかし、判決は、国会において、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案を内容とする立法的措置を講じる必要があると注文をつけました。

内閣法制局長官から最高裁判事となった山本庸幸氏は、投票価値の平等は、他に優先する唯一かつ絶対的な基準として、あらゆる国政選挙において真っ先に守られなければならないものであり、許容される格差は二割程度にとどまるべきであり、これ以上の一票の価値の較差が生ずるような選挙制度は違憲であり、選挙は無効であると判断しました。そして、無効と

された選挙に基づいて選出された議員の身分の取扱いについては、投票の価値が〇・八を下回る選挙区から選出された議員は、全てその身分を失うものと解すべきであるとしました。

そうなると参議院の機能が停止するのではないかと心配になりますが、同判事は、選挙は無効になるものの、〇・八を下回らない選挙区の議員の身分は継続し、その任期終了までは参議院議員であり続けることができるのであれば、参議院議員は三年ごとにその半数が改選されるので、参議院はその機能を停止せずに活動することができる」と述べました。

あとがき

表紙は、京都市動物園の羊たちです。今年の干支「未」は、家族の安泰を願い平和に暮らす事を意味しているそうです。どうぞ平和な一年でありますように。

かもがわ 五十六号
発行/鴨川法律事務所